



減免

受益地が墓地、境内地、私立学校用地、公道と同様に公共の用に供している私道、行政区の公民館等は、その実状により負担金の全部もしくは一部の減免を受けることができます。

※減免を申請される場合は、「下水道事業受益者負担金減免申請書」を提出していただきます。減免の基準は次のとおりです。

下水道事業受益者負担金減免基準

別表2（第11条関係）

（単位：パーセント）

対象となる土地等	減免率（％）	備 考
1.国又は地方公共団体が公共の用に供している土地	100	都市計画法第4条に規定する公共施設の用地
2.国又は地方公共団体が所有し、又は使用している土地	25～100	使用目的により決定
3.国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	1に準ずる	
4.国又は地方公共団体が所有し、又は使用することを予定している土地	2に準ずる	
5.学校法人が設置する学校及び各種学校の土地	25・75	学校用地（75） 専修学校等（25）
6.社会福祉法人が設置する施設の土地	75	私立保育所等
7.宗教法人の境内地	50	宗教法人法に規定する宗教法人の境内地（神社、寺院等の境内地）

対象となる土地等	減免率（％）	備 考
8.墓地	100	
9.公道に準じる私道	100	
10.急傾斜地等のため宅地化が困難な土地	25～100	その実状に応じて25～100の範囲内で減免率を認定する
11.公共下水道の事業費等を負担した者	町長が別に定める率	その実状に応じてその都度認定する
12.公の扶助を受けている受益者	100	生活保護法により生活扶助を受けている者（ただし、扶助期間中の期別納付額とする）
13.民営鉄道の所有又は使用している土地	25～100	使用目的により決定
14.町内の公民館用地等	100	
15.消防団が所有し、又は使用している土地	100	
16.土地開発公社の土地	取得目的に応じて決定する	
17.その他特に減免の必要がある場合	町長が別に定める率	その実状に応じてその都度認定する